

## 6.税金の控除・公共料金割引

### 税金の控除

詳しくは、各窓口へお問い合わせください。

窓口：税務室市民税担当 0725-99-8108

市府民税	障がい者控除
	特別障がい者控除
	小規模企業共済等掛金控除（障がい者扶養共済制度掛金など）
	前年の所得が一定以下の障がい者

窓口：泉大津税務署 0725-33-5601

所得税	障がい者控除
	特別障がい者控除
	小規模企業共済等掛金控除（障がい者扶養共済制度掛金など）
所得税	法定相続人である障がい者が相続または遺贈により財産を取得した場合
	障がい者扶養共済制度に基づく給付金を相続した場合
贈与税	一定の信託契約に基づく財産の信託があった場合

### 水道料金・下水道使用料の減免・助成（新規申請の受付は令和6年3月29日で終了）

窓口：上下水道部お客さまサービス課 0725-99-8149

詳しくは、上下水道部お客様サービス課へお問い合わせください。

対象者	身体障がい者手帳 1・2級、療育手帳 A または精神障がい者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている人の属する世帯で、その世帯すべての人の前年度にかかる市府民税が非課税または均等割の世帯 （生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援を受けている世帯、福祉施設入所者、市府民税・水道料金・下水道使用料を滞納している世帯は除く）
-----	---

## 自動車税の減免

窓口：大阪自動車税事務所和泉分室 0725-41-1327

または泉北府税事務所 072-238-7221

一定の要件に該当する身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が

日常生活を営むうえで不可欠な自動車について、

自動車税（環境性能割・種別割）の減免を実施しています。

詳しくは、各窓口へお問い合わせください。

	新たに自動車を取得する場合	既に自動車を所有している場合	
		4月1日に減免要件に該当している場合	4月1日後に減免要件に該当することとなった場合
対象となる税目	・自動車税（種別割） ・自動車税（環境性能割）	自動車税（種別割）	自動車税（種別割）
申請期限	自動車の登録の日	自動車税（種別割）の納期限	減免事由に該当することとなった日から60日以内
申請書等の提出場所	大阪自動車税事務所和泉分室 0725-41-1327	泉北府税事務所 072-238-7221	

## 軽自動車税の減免

窓口：税務室市民税担当 0725-99-8108

障がいを有する人のために利用される軽自動車等で、

一定の要件に該当する場合、軽自動車税が減免されます。

種別割と環境性能割について、普通自動車税とほぼ同様な減免制度があります。

ただし、普通自動車税（府税）と軽自動車税（市税）の両方を減免することはできません。

## NHK放送受信料の減免

窓口：NHK大阪放送局視聴者リレーションセンター開発推進部 06-6937-9000

または障がい福祉課（手続きの窓口） 0725-99-8133

対象者	全額免除	身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を所持する人で、その世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	半額免除	○視覚障がい・聴覚障がいの障がい手帳を所持されている人で、住民基本台帳法における世帯主かつ受信契約者である場合 ○重度の障がい者（身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、または精神障がい者保健福祉手帳1級）の人で、住民基本台帳法における世帯主かつ受信契約者である場合
必要書類	①身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳 ②印鑑	

※NHK ホームページより、申請書等を取り寄せて直接申請することも可能です。その場合、他に添付書類等が必要となりますので、詳しくは NHK 大阪放送局南大阪営業センターへお問い合わせください。

## マル優・特別マル優制度の適用

「マル優」とは「障がい者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の通称、  
「特別マル優」とは「障がい者等の少額公債の利子の非課税制度」の通称で、  
預金や国債・地方債の利息に税金がかからない優遇制度です。  
詳しくは、お取引のある各金融機関へお問い合わせください。

## 携帯電話料金の割引

身体障がい者手帳、療育手帳、または精神障がい者保健福祉手帳所持者に対して、  
携帯電話料金の割引を受けられる場合があります。  
詳しくは、各携帯電話会社へ問い合わせください。

## ふれあい案内（NTT無料番号案内）

窓口：NTT 西日本ふれあい案内事務局 0120-10-4174

電話番号案内（104）の利用料金が無料になるサービスです。  
事前の登録が必要ですので、対象者要件や申請手続きの方法は、  
NTT西日本の窓口へお問い合わせください。

## 公共施設の利用料の減免等

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を所持する人について、  
障がいの程度等により、公共施設の窓口で手帳を提示することで、  
利用料・使用料の減免等が受けられる場合があります。  
詳しくは、各施設にお問い合わせください。

施設名	電話番号
市民体育館	0725-45-0525
コミュニティ体育館	0725-57-0100
光明池球技場	0725-55-3130
光明池緑地運動施設	0725-56-2400
サン燦プール	0725-46-3131
久保惣記念美術館	0725-54-0001
総合スポーツセンター (関西トランスウェイスportsスタジアム)	0725-58-7061
大阪府立弥生文化博物館	0725-46-2162